

パブリックコメントの実施結果の概要について

1. 意見の募集方法

意見募集期間：平成16年1月26日（月）～平成16年2月25日（水）

告知方法：環境省のホームページ、記者発表

意見提出方法：電子メール、ファックス、郵送

2. 寄せられた意見の概要

(1) 受付数

電子メール	ファックス	郵送	合計
239通	27通	10通	276通

(2) 意見の概要（延べ意見数 1,254件）

- ・基準の各項目にわたって多くの意見があり、特に販売動物に関するものが多かった。
- ・本基準は、動物の所有者等が、動物を飼養保管するうえでの努力義務を定めたものであるが、法律に基づく強制力のある規制の導入を求める意見が多かった。
- ・各項目ごとに寄せられた意見数の内訳は、以下のとおりである。

基準全体	118件
第1 一般原則	130件
第2 定義	20件
第3 共通基準	262件
1 動物の健康及び安全の保持	139件
2 生活環境の保全（旧：人の生活環境の保全）	6件
3 危害等の防止（旧：危害及び逸走の防止）	27件
4 動物に起因する感染性の疾病にかかる知識の習得等	20件
5 動物の記録管理の適正化（旧：記録台帳の整備等）	19件
6 輸送時の取扱い（旧：輸送方法）	17件
7 施設廃止時の取扱い	34件
第4 個別基準	621件
個別基準全般	58件
1 動物園等における展示（旧：動物園施設等）	185件
2 販売（旧：販売施設）	364件
3 撮影（旧：撮影施設）	14件
募集対象以外の意見	103件

注）（ ）内の「旧」表記は、パブリックコメント時における修正前の表現

意見の概要と意見に対する考え方

基準全体について

意見の概要	意見に対する考え方	
現行基準に比べて、動物の福祉の向上、劣悪な飼養保管環境の改善、飼養保管者等の責任の明確化等が強調されており、評価できる内容となっている。	- (評価いただき、ありがとうございます)	4
「適切な」等といった抽象的な表現が多い。具体的な数値基準等を規定すべきである。	動物の種類や飼養保管状況等によって異なる場合が多く、ケースバイケースでの対応を余儀なくされるものであることから抽象的な表現にとどめているものですが、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	3
各規定事項は、「努めること」とされているが、法律の見直しとしては不適切である。罰則を付すなどして、強制力のある遵守義務を課すべきである。	本基準は、「法律」ではなく、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよべき基準」ですので、罰則が適用される強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	101
ブリーダー、ペット博等のイベント、動物を利用した競技、観光牧場、ペットシッター、しつけ教室等も基準の対象に入れるべきである。	ご指摘の動物を含めて、人に飼養保管されている動物については、法第5条に基づき定められている4つの基準（家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物等に関する基準）のうちのいずれかの基準が適用されることとなっています。本基準は、展示動物を対象とする基準として作成したものであり、この展示動物とは「第2 定義」に規定しているように、ブリーダーが飼養保管している販売を目的とした繁殖用の動物、観光牧場等で飼養保管されている動物を対象としているものです。	2
人間と動物とを同等に扱うため、「処分」「保管」「展示」などといった表現は使わないようにすべきである。	ご指摘の表現は動物愛護管理法でも使用されているものであることから、このまま使用することとします。	1
縁日で販売されているカメや金魚を基準の対象に入れるべきである。	ご指摘のカメは本基準の対象になります。なお、魚類については、金魚を含めて本基準の対象としません。	1
動物にストレスを与えることから、人と動物とのふれあいは好ましくないのを抑制すべきである。	「第4の1の(5) 展示動物との接触」などにおいて、ふれあいに当たっては、動物に過度な苦痛を与えないように配慮すべき旨を規定しています。	1
各種の動物を対象にしていることから、表題は、「展示動物、販売動物の飼養及び保管に関する基準」や「展示動物等の飼養及び保管に関する基準」とすべきである。	「第2 定義」に規定しているように、販売動物等を含めて「展示動物」と総称していることから、現在の表題のとおりとする考えです。	2
各種の動物を対象にしていることから、「動物園動物の基準」、「販売動物の基準」などといったように、基準を分割して策定すべきである。	「第2 定義」に規定している動物園動物、ふれあい動物、販売動物等については、実験動物や産業動物等と比べて、内容的に類似点が多いことから、現在のとおり、一つの基準としてとりまとめる考えです。	1
基準の遵守が徹底されるように、基準の解説書を策定するなどして、関係者に対してその普及啓発等を行うべきである。	ご指摘を踏まえて、基準の解説書の作成及び普及啓発を行う考えです。	2

第1 一般原則

意見の概要	意見に対する考え方	
「学術的価値の高い動物が死亡した場合、大学、博物館などの公共的学術研究機関との連携のもとに標本として保存し、学術利用に供すること。」という記述を追加すべきである。	ご指摘の意見は、学術研究を目的とした内容の規定に関する追加意見ですが、本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として定めるべきものになっています。	1

(基本的な考え方) 1

意見の概要	意見に対する考え方	
「展示動物」を「展示動物・販売動物および繁殖動物」という表現に修正すべきである。	「第2 定義」で規定しているように、本基準では、販売動物及び繁殖動物を含めて「展示動物」として定義しています。	1
「管理者及び飼養者」に、「販売者」や「繁殖者(ブリーダー)」を追加すべきである。	管理者及び飼養保管者の中には、ご指摘の販売者や繁殖者も含まれています。	2
「愛情と責任をもって適正に」の部分、より具体的に記述すべきである。	その態様は飼養保管状況等によって異なる場合が多く、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから抽象的な表現にとどめているものですが、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
管理者及び飼養保管者については、定められた国家資格を保有しなければならない旨の規定を追加し、本基準においてこの国家資格を創設すべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよべき基準」を定めるもので、本基準において動物の飼養保管に関する国家資格を定めることは、制度上、できないこととなっています。	1

「みだりに繁殖」の部分、より具体的に記述すべきである。	その態様は飼養保管状況等によって異なる場合が多く、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから抽象的な表現にとどめているものですが、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
「保管環境の質に配慮」「適正に飼養及び保管するとともに」などにおける「質」や「適正に」の部分、より具体的に記述すべきである。	同上	1
展示動物の飼養及び保管を必要最小限度にとどめる旨の記述を追加すべきである。	「第1の3 計画的な繁殖等」において、展示動物の適正な飼養及び保管等に飼養が生じないように繁殖制限等の措置を講じる旨を規定しています。	1
「また、」以降に、「野生動物保全の啓発」を追加すべきである。	本基準は、野生動物の保全を直接の目的としたものではなく、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるものです。	1
「また、」以降に、次の文を追加すべきである。「特に展示によって生じる展示動物への身体的・精神的ストレスを軽減し、展示動物の生存権を侵すことのないように努め、さらに」	「第1の4 終生飼養等」において、動物が命あることであることにかんがみできるだけ生存の機会を与える旨を規定しているとともに、「第3の1 動物の健康及び安全の保持」において、ストレスの軽減等に配慮する旨を規定しています。	1
「豊かな飼養及び保管環境」について、「生息環境を考慮した～」など自然環境についての記述を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の1 基本的な考え方」中の「動物の生態、習性及び生理」という表現に盛り込まれていると考えています。	1
「展示動物にとって豊かな飼養及び保管環境の構築に努めること。」を「展示動物に心身の苦痛を与えない飼養及び保管環境の構築に努めること。」とすべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の1 基本的な考え方」中の「豊かな」という表現に盛り込まれていると考えています。	1
「正しい知識と動物愛護精神の普及啓発に努めるとともに、」を「最新の知識を取得し動物愛護精神の普及啓発に努めるとともに」とすべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の1 基本的な考え方」中の「正しい知識」という表現に盛り込まれていると考えています。	1
「普及啓発に努める以前に、管理者や飼養者自身が正しい知識を持っていることが要求される」という一文を追加すべきである。	同上	1
「人の生命、身体又は財産に対する侵害」に、エキノコックス対策などの感染症の予防対策等を含めるべきである。	動物愛護管理法の目的のひとつである「人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止」には、感染症による人への被害は、制度上、含まれておりません。	1
「動物は人間の良きパートナーとなりうる」、「動物はその存在を尊重されるべきである」といった文言を入れるべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の1 基本的な考え方」中の「動物が命あるものであること」や「愛情と責任をもって適正に飼養及び保管」という表現に盛り込まれていると考えています。	1
「動物が命あるものである」という表現では不十分である。「動物が感情を持つこと」や「人と同じ命を持つものであること」を追加すべきである。	同上	2
「周辺の生活環境」を「周辺の自然・生活環境」に変更すべきである。	本基準は、自然環境の保全を直接の目的としたものではなく、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるものです。	1

(動物の選定) 2

意見の概要	意見に対する考え方	
「～その飼養及び保管に先立ち慎重に検討すべきであること」を「その飼養及び保管は原則してはならない。必要あるときは別に飼養及び保管許可申請をして、許可されたものに限りその飼養及び保管が認められる。」とすべきである。	本基準は、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」ですので、許可制などの規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	1
「飼養者の飼養能力等の条件を考慮し」について、飼養能力を何で測るかを明確に記述すべきである。	ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
「原産地において生息数が少なくなっている種」について、ワシントン条約等に基づき、より具体的に記述すべきである。	ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
また、野生動物の収集にあつては、所属する団体等は科学的見地(保全・研究・教育)に立った動物群ごとの地域収集計画を策定し、所属園館の収集は地域収集計画と整合するものでなければならない。収集に関連する法律や規則を遵守するものであること。保護収容動物については、可能な限り受け入れるものとする。」と変更すべきである。	本基準は、野生動物の保全を直接の目的としたものではなく、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるものです。科学的見地からの野生動物の収集・保存等は、野生動物の保護関連制度において行われるべきものです。	1
希少な野生動物種等の保護繁殖事業を行う場合は、他の施設に於いての同種の飼養状況等を考慮し、当該施設に於いての保護繁殖事業が必要かどうか慎重に検討すべき旨を追加すべきである。	本基準は、野生動物の保全を直接の目的としたものではなく、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるものです。保護繁殖事業の必要性等の判断については、野生動物の保護関連制度において行われるべきものです。	1
「希少な野生動物種等の保護増殖事業を行う場合を除き、」を削除すべきである。	希少な野生動物種等の保護増殖については、野生動物の保全に役立つものであり、また、将来、野生に返すことを想定していることから除外しているものです。	1

「譲渡が難しい～」について、第1-3(計画的な繁殖)では「譲渡(ゆずりわた)し又は貸出し～」となっていることから、「譲渡」又は「譲渡し」に統一する。	ご意見を踏まえ、「譲渡し(ゆずりわたし)」に統一します。	1
「生息数が少なくなっている種が存在すること」と「万が一逸走した場合」の間に「生息数が少なくなっている種については国内の飼育頭数を勘案すること」を追加すべきである。	ご意見の趣旨の一部については、「第1の2 動物の選定」中の「原産地において生息数が少なくなっていること」という表現に盛り込まれていると考えています。なお、「国内での飼育頭数」については把握が困難であること等から、これをもとにした指導は、現時点では困難であると考えています。	1
文末に、「選定した動物は、最後まで保護義務を持ち、責任を果たすこと。」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の4 終生飼養等」において規定されていると考えています。	1
逸走などによって自然環境下に導入された場合に環境保全上の問題が生じるおそれがあるのは、野生動物だけではなく、家畜化された動物も基本的に同様であることから、「万が一逸走した場合には環境保全上の問題が生じるおそれ大きいこと」を、1行目の「条件」の次に読点をつけてその次に移動すべきである。	家畜が逸走した場合も環境保全上の問題が生じるおそれがありますが、本節では、外来種等については特にそのおそれ大きいことを注意喚起しているものです。なお、展示動物一般に関する逸走の防止については、「第3の3 危害等の防止」に規定しています。	2
逸走などによって動物が自然環境下に導入された場合には、環境保全上の問題以外に、人への危害等なども生じるおそれがあることから、「環境保全上の問題」を「環境保全上の問題など」に変更すべきである。	ご意見を踏まえ、「人への危害及び環境保全上の問題等が発生するおそれ大きいこと等」を勘案しつつと変更します。	1
「～飼養能力等の条件」の後へ次の文を挿入すべきである。「及び、生物多様性の理念を充分認識し、安易な飼育を促さないよう充分」	本基準は、野生動物の保全を直接の目的としたものではなく、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるものです。	1
「また、家畜化されていない野生動物等については～」について、「野生動物等」と「家畜化された動物であっても」の2つに分けて記述すべきである。	本節では、野生動物や外来種の飼養保管に際しては、慎重な検討が必要であることを注意喚起しているものです。なお、展示動物一般の飼養保管に関する配慮事項等については、「第3 共通基準」に規定しています。	1
「野生動物を展示してはならない」という記述を追加すべきである。	野生動物の展示については、社会的な認知が得られているものであることから、展示を全面的に禁止するのではなく、その種の選定や飼養保管方法を適切なものとしていくことを基本として対処する考えです。	1
「～その飼養及び保管に先立ち慎重に検討すべきであること。」を、「～当該動物の飼養及び保管が困難であることの知識の修得に努めること。」と変更すべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の2 動物の選定」の中において規定されていると考えています。	1

(計画的な繁殖) 3

意見の概要	意見に対する考え方	
みだりな繁殖の規制については、罰則を付すなどして強化すべきである。	本基準は、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」ですので、具体的な規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	2
遺伝子攪乱を避けるため、「展示動物の年齢、健康状態」の後に「同じ種であっても所属する区域が繁殖に関して不自然でないこと」を追加すべきである。	本基準は、野生動物の保全を直接の目的としたものではなく、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるものです。	1
「繁殖」のことでなく「繁殖用動物」へのケアもちゃんと取り決めるべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1の(1)のオ」や「第4の2の(2)」等において規定されていると考えています。	2
「また、必要に応じて～制限するための措置、」を「また、必要に応じて～制限するための措置を講じること。」とすべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものと考えています。	1
「他の施設等への譲渡～の措置を適切に講ずるよう努めること。」を「他の施設等への譲渡～に際しては不妊手術、去勢手術を済ませた動物を適用すること。」とすべきである。	繁殖用に譲り受けする場合もあること等から、繁殖制限措置については、必要に応じて、譲渡先の施設において講じられることが妥当であると考えています。	1
「展示動物の年齢、健康状態等を勘案し先天性遺伝性疾患がないよう検査の上、計画的な繁殖を行うよう努めること」を追加すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、「さらに、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないよう努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないよう努めること。」を追加します。	6
「～計画的な繁殖を行うよう努めること。」の後に「異なる種及び近親関係にあるものを交配し、遺伝的攪乱を生じさせないようにすること。」というような内容の記述を追加すべきである。	同上	8
譲渡先においては、終生飼養の確保に努める旨の記述を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の4 終生飼養等」において規定されていると考えています。	4
不適切な動物繁殖の実態を国民に対して知らせるべきである。	本基準は、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」であり、動物の飼養保管者及び管理者を対象としたものになっています。	1
「また、必要に応じて、去勢手術～」のうち、「必要に応じて」を削除すべきである。	繁殖に供するために飼養保管されている動物もいることから、すべての展示動物に対して繁殖制限措置を講じようことを求める必要性はないと考えています。	2
生後1年未満の妊娠、出産、出産後1年以内の繁殖を規制すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1の(1)のオ」や「第4の2の(2)」等において規定されていると考えています。	1

繁殖については計画的に行い、必要によっては去勢不妊手術、雄雌分離などの繁殖制限を行うようにすべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の3 計画的な繁殖等」において規定されていると考えています。	1
獣医、もしくはそれに匹敵する知識を有する者であるということを証明できる「免許」を持った者が管理することを明記すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1の(3) 飼養保管者の教育訓練等」等において、動物の飼養保管は知識と能力を持った者によって適切に行われることが望ましい旨の記述が規定されていると考えています。	1
繁殖をしようとする者には、毎年1回の講習の受講を義務づけるべきである。	同上	1
安易に実験施設へ譲渡することは避けるべきである。	譲渡先については、動物愛護管理法の精神等を踏まえて、ケースバイケースで判断されるべきものであると考えています。	1
「適正な飼養及び保管等」を「適正な飼養、心身の健康及び保管等」に変更すべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の3 計画的な繁殖」等において規定されていると考えています。	1

(終生飼養及び処分方法) 4

意見の概要	意見に対する考え方	
「適正な」の意味を詳述すべきである。	その態様は飼養保管状況等によって異なる場合が多く、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから抽象的な表現にとどめているものですが、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
「動物の終生飼養の確保に努めること」を「動物の終生飼養の確保に努めなければならない」に変更すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものであると考えています。	1
素案のままでは、治癒の見込みのない過度の苦痛(通常安楽死を行なうことが認められるような場合)がある場合に生存の機会を与えると読めることから、「なお、これらの場合において」を削除すべきである。	ご意見を踏まえ、「これらの場合において」を削除します。	2
単に「凶暴」であることをもって殺処分を認めるのは不適切であることから、妥当な表現に修正すべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の4 終生飼養等」において規定されていると考えています。	2
「希少な野生動物種等の保護増殖事業を行う場合を除き、」を削除すべきである。	希少な野生動物種等の保護増殖については、野生動物の保全に役立つものであり、また、将来、野生に返すことを想定していることから除外しているものです。	2
適正な個体群管理に支障を及ぼす場合における処分方法についての記述をいれるべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の3 計画的な繁殖等」及び「第1の4 終生飼養等」において規定されていると考えています。	1
「また、やむを得ず殺処分しなければならないときは、苦痛(恐怖及びストレスを含む。以下、同じ)を与えない適切な方法をとるように努めること。」を次のとおり変更すべきである。「これらの場合において展示動物をやむを得ず殺処分しなければならないときは、動物が人と等しく命あるものであることにかんがみ、苦痛(恐怖及びストレスを含む。以下、同じ)を与えない適切な方法をとるように努めなければならない。」	ご意見の趣旨については、「第1の1 基本的な考え方」等において規定されていると考えています。	1
「譲渡」、及び「譲渡の際は、受け入れ先の施設が適切かつ良好であることを事前に確認の上行うこと。」を追加する。	ご意見の趣旨については、「第1の3 計画的な繁殖等」中の「譲渡等の措置を適切に講ずるように努めること」の部分において規定されていると考えています。	6
「教育、躰の余地が無く飼育を続けることが著しく困難～」あるいは「馴致が不可能で、かつ、飼育を続けることが著しく困難～」等の記載をすべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の4 終生飼養等」において規定されていると考えています。	12
「～凶暴性が甚だしく、かつ～」を、行動異常が高じて人間が制御できなくなったという意味の表現に変更すべきである。	同上	1
やむを得ず殺処分を行う際は、獣医師等の第三者の判断を求めるとすべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、「獣医師等によって行われる」旨の記述を追加します。	16
処分方法等を一般に公開することを法律により規制すべきである。	基準は、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するべき基準」であり、また、動物の愛護及び動物による人への危害の防止等を目的としているものですので、情報公開等の具体的な規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	4
苦痛軽減の方法について詳述すべきである。	動物の種類等によって異なる場合が多く、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから抽象的な表現にとどめているものですが、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	4
安楽死すべきである旨の記述を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の4 終生飼養等」中の「苦痛を与えない適切な方法を探る」の部分において規定されていると考えています。	2
「～できる限り苦痛(恐怖及びストレスを含む。以下同じ。)を与えない適切な方法を～」と「できる限り」を入れべきである。	ご意見を踏まえ、「できる限り」を追加します。	2

いかなる場合であっても、殺処分はせずに、管理の徹底及び適切な治療を行って、飼養を継続しなければならないとすべきである。	「第1の4 終生飼養等」に掲げた「やむを得ない場合」については、殺処分もありえるものであると考えています。	1
「できるだけ生存の機会を与えるように努めること。」について、できるだけではなく、「最大限に」と変更すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものであると考えています。	1
「苦痛（恐怖及びストレスを含む。以下、同じ。）を与えない適切な方法をとるように努めること。」を「恐怖、ストレスを含む心身の苦痛を与えない適切な方法をとること。」と変更すべきである。	同上	1
「～方法をとるように努め、理由及びその内容を関係省庁に届出、許可を得ること。」を追加する。	本基準は、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよべき基準」ですので、許可等の具体的な規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	1

第2 定義

意見の概要	意見に対する考え方	
「動物園動物」「ふれあい動物」「販売動物」「撮影動物」の用語の定義は、不要である。	正確を期すために、定義は必要であると考えています。	4
動物を扱う人間を「管理者」「飼養者」だけに分類するのではなく、動物を販売する者、また販売を目的として飼養する者（繁殖者はこれを含む）を指す「販売者」というくくりも作らねばならない。	「販売者」という用語を使用しないことから、販売者を定義する必要性がないと考えております。なお、管理者及び飼養保管者には、販売者が含まれているものです。	1
哺乳類、鳥類、爬虫類のほか、両生類、魚類、甲殻類、軟体動物等あらゆる動物を対象にすべきである。	動物愛護管理法に基づく動物取扱業規制の対象としている動物との整合性や動物の飼養保管の実態等を考慮し、哺乳類、鳥類、爬虫類を対象動物としているものです。	3
「動物（獣医療の及ぶ範囲の動物）」とすべきである。	同上	1
「展示を行う動物」という表現がわかりにくいので、適切な表現に修正すべきである。	ご意見を踏まえ、「展示を行う」を削除します。	1
「販売動物」全般を展示動物に含めるのは不適切である。	現行の基準でも、販売動物は展示動物として扱われているものです。	1
譲渡の用に供する動物（譲渡動物）を追加すべきである。	ご指摘の譲渡動物については、販売動物に含まれているものであると考えています。	1
「動物園、水族館、植物園、公園等の場所の常設又は仮設の施設において飼養及び保管する動物」を「動物園、水族館、植物園、公園等、私有地等私設の場所を含む場所の常設又は仮設の施設において飼養及び保管する動物と、募金等に使役する動物。」とすべきである。	ご意見の趣旨については、「第2の(3)のア」において規定されていると考えています。	1
動物園等では専門的な知識を持っている者がいるが、公園等で行う移動動物園には専門家がいないことから、定義のうち、「公園」を削除すべきである。	本節は、動物の飼養保管目的等に基づく各種動物の定義をしているものです。専門家の有無等に基づいた施設の区分等をしているものではありません。	1
「～客よせ～」を「～集客～」に改める。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものであると考えています。	1
虐待や不適切な繁殖が行われた場合、繁殖又は販売目的でないと言い逃れが出来るため、この基準の趣旨が反映されなくなる。このため、「販売又は販売を目的（略）とした繁殖等を行うために飼養及び保管する動物（以下「販売動物という。」）」を次のように変更すべきである。「販売又は販売を目的（略）とした繁殖等を行う飼養者及び管理者が飼養及び保管する動物（以下「飼養動物という。」）」	繁殖又は販売目的でない動物については、「家庭動物等の飼養保管基準」が適用されて、適切に飼養保管されることになると考えられますので、修正の必要はないと考えています。	1
「（以下、「興行動物、ふれあい動物」という。）」とすべきである。	表現の単純化を図るため、興行用の動物を含めて「ふれあい動物」と便宜的に呼称することとしたものです。	1
「販売又は～とした繁殖等を行うために飼養及び保管、新種などの研究する動物」とすべきである。	ご意見の趣旨については、「第2の(3)のウ」において規定されていると考えています。	1
「畜産農業の用又は試験研究用若しくは生物学的製剤の用に供する場合を除く。」を削除すべきである。	畜産動物については産業動物の飼養保管基準、実験動物については実験動物の飼養保管基準が、別途、定められていますので、重複を避けるために除いているものです。	1
「飼養者 展示動物の飼養及び保管の作業に従事する者をいう。」を「飼養者 動物の所有権を有するもの及び展示動物の飼養及び保管の作業に従事する者をいう。」とする。	飼養保管者には所有権を持たない者も含まれることから、所有権の有無については記述する必要がないと考えています。	1

第3 共通基準

1 動物の健康及び安全の保持

(1) 飼養及び保管方法

意見の概要	意見に対する考え方	
個別基準第4-2-(2)「繁殖方法」と同じように、共通基準にも繁殖方法の規定を加える。	ご意見の趣旨については、「第1一般原則の3 計画的な繁殖等」において規定されていると考えています。	1
「展示動物の種類・数に応じ、適正飼養を行うことができる人数の飼養者を置く事」を追加すべきである。	適正な飼養及び保管を行うために必要な人数については、動物の種類や飼養保管状況等によって異なる場合が多く、ケースバイケースでの対応を余儀なくされるものであると考えています。ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
「終生飼養の確保」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の4 終生飼養等」において規定されていると考えています。	1
「管理者及び飼養者は、展示動物の種類と数を自治体に報告し、その飼養方法について文書を提出しなければならない。」を追加すべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるものですので、本基準において強制的な規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	1
展示・販売のため移動をした動物については、移動後数日は展示・販売を禁止すべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるものですので、本基準において移動後数日は展示・販売を禁止することは、制度上、できないこととなっています。また、動物の移動にあたっての留意事項については、「第4の1(4) 展示場所の移動」において規定されているものと考えています。	3
ペットショップ等では、小動物以外の動物の生体販売はすべきではない。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるものですので、本基準において強制的な規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。また、ご意見の趣旨については、「第1の2 動物の選定」において規定されていると考えています。	1
「給水方法を工夫すること」を「新鮮で衛生的な水を常時給水可能とすること」とすべきである。	ご意見の趣旨については、基準案に基本的に盛り込まれているものと考えておりますが、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
「給餌及び給水方法を工夫すること」を「給餌及び給水の手法や回数を工夫すること」とすべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものと考えています。	1
水棲動物の健康及び安全の保持のためには、水質の管理が第一であることから、「給水を行うこと」のあとに、「水棲動物の飼育にあつては、水質の管理に十分配慮し、水槽に過度の塩素や抗生物質などの投入を行わないこと」を加えるべきである。	ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
汚物等の処理は、動物の健康のためにも重要であることから、「給餌及び給水」の後に、「清掃」あるいは「排泄物処理」を加えるべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の2 生活環境の保全」において規定されていると考えています。	3
「常に栄養学的な配慮を行うこと。」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(1)」中の「展示動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。」という表現に盛り込まれていると考えています。	1
「動物の病原体への感染・疾病及び負傷の予防等～」とすべきである。	病原体への感染予防は、疾病予防の中に含まれていると考えています。	2
疾病及び死傷動物がある場合は、まず隔離し、状態の確認をすることが必要であることから、「～死傷した動物に対しては」の後に、「速やかに隔離し」を加えるべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(1)キ」中の「隔離又は治療する等の必要な措置を講ずる」という表現に盛り込まれていると考えています。	1
「速やかに獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。」を加えるべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものと考えています。	1
動物が死傷する原因としては、疾病だけではなく、原因究明等、適切な措置を講じるためには、獣医師だけでなく各分野の専門家の知見が不可欠であることから、「獣医師による」を「獣医師をはじめとする専門家による」とすべきである。	疾病及び死傷動物の治療及び原因究明については、専門的な知識を持つ獣医師があたるのが基本と考えられているところであり、修文の必要性はないものと考えています。	1
「搬出に当たっては衛生条件について、双方の獣医師により確認し、必要な検査を事前に実施すること。」を追加すべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるものですので、本基準において、獣医師による確認や検査を義務付けることは、制度上、できないこととなっています。	1
「生後間もない動物、捕獲後間もない動物又は他の施設から譲り受けまた借り受けた動物を施設内に搬入するにあつては～」を追加すべきである。	生後間もない動物については、ここでいう動物の中に含まれているものと考えています。	2
「逸走した飼養動物及び傷害を負った野生動物を保護した場合、保護後間もない動物」とすべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものと考えています。	1

「群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成、性比、相性等を考慮し、」とすべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(1)オ」中の「展示動物の組合せを考慮した収容」という表現に盛り込まれていると考えています。	5
「その規模、年齢構成、性比等を考慮し」を「その規模、年齢構成、性比、生息地域等を考慮し」とすべきである。	同上	1
「飼養種で、群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成、性比、同じ生息地出身の個体で群れを構成すること等を考慮し、できるだけ複数で飼養及び保管すること。ただし、群れに馴化できない個体又は障害を受けるおそれのある個体は、隣接地等に隔離し、時間をかけて馴化した後、群れに合流させること。」とすべきである。	同上	1
「ただし過密とならないよう配慮すること。また逆に成獣に関して単独飼育が望ましい動物に関しては、できるかぎり単独飼育をおこなうこと。」とすべきである。	同上	2
「野生動物にあつては種間雑種や亜種間雑種をつくらないこと。」を追加すべきである。	本基準は、野生動物の種の保全を直接の目的としたものではなく、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるものです。	1
「異種又は複数の動物を同一飼養施設内に飼養する場合には、飼養する動物の習性、生態に基づき、その種および個体間の相性を考慮し、かつ、多頭・過密により支配的個体が餌やスペースを独占したり、動物間のストレスで闘争、傷害等が発生しないように収容または個別収容を行うこと」と追加すべきである。	ご意見の趣旨については、基準案に含まれているものと考えています。詳細については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	5
「一定期間」について、明確にするべきである。	動物の種類等によって異なる場合が多く、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから抽象的な表現にとどめているものですが、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	8
「幼齢時に母乳からの免疫を必要としたり社会化が必要な動物については、」とすべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(1)」中の「幼齢な動物を育成中の動物～については、隔離又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、」という表現に盛り込まれていると考えています。	2
「幼齢時に社会化が必要な動物」について、明確にするべきである。	動物の種類等によって異なる場合が多く、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから抽象的な表現にとどめているものですが、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
「病原体への感染の可能性が高い動物、疾病にかかり若しくは負傷した動物」とすべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(1)イ」中の「動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに」という表現に盛り込まれていると考えています。	2
「感染性の疾病に罹患した動物を飼育していた場所に、すぐに他の動物を置かない」など、他の動物に感染しないための措置を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(1)イ」中の「動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに」という表現に盛り込まれていると考えています。	1
感染性の疾病の発生や動物間の感染性の疾病の拡大を予防するための規定を盛り込むべきである。	同上	2
キについて、「展示」、「販売」をしないことを追加すべきである。	休息を与えることが、展示、販売をしないことであり、修文の必要性はないものと考えています。	6
「給餌及び給水を行い」の箇所は「適切な給餌及び給水を行い」にすべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものと考えています。	2
「隔離又は治療」ではなく、「隔離と治療」とすべきである。	同上	1
隔離することによって動物がストレスを受ける場合があるが、基準案では、負傷動物や妊娠動物は必ず隔離すべきであるという誤解を招きかねないため、「隔離又は」を削除すべきである。	一般に負傷動物や妊娠動物等は隔離するのが動物の健康と安全を図る上で必要と考えられているところです。また、本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるものですので、本基準において強制的な規制を行うことは、制度上、できないこととなっています。	1
キの次に「ク 高齢な動物は1日のうち最高2時間以上展示してはならない。」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(1)キ」中の「高齢な動物については、隔離又は～休息を与えること。」という表現に盛り込まれていると考えています。	1
キの次に「ク 動物の種類により身体構造に違いがあることを熟知し、歯、蹄、鱗(皮膚)など、その動物種に適した管理及び措置を講ずること」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(1)」中の「健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるように努めること。」という表現に盛り込まれていると考えています。	1
キの次に「ク 有蹄類については蹄の状態を適切に保つために必要な措置を講ずること。」を追加すべきである。	同上	1

(2) 施設の構造等

意見の概要	意見に対する考え方	
「管理者は、動物の飼養及び保管環境の衛生状態の維持に努めるとともに、次に掲げる事項に留意し、展示動物の種類、生態、習性及び生理に適合する施設の整備に努めること。」とすべきである。	動物の飼養及び保管環境の衛生状態の維持については、「第3の2」において規定されているものと考えています。	1
清掃が容易な構造であっても、清掃を怠ると病気等の原因にもなることから、「ア～オに上げた内容を配慮した上に施設内の衛生管理に努めること」と追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の2」において、規定されていると考えています。	2
「これは動物園動物に限るものではない。」と追加すべきである。	展示動物については、「第2 定義」で規定しているとおり、動物園動物に限るものではないことを明確にしていると考えています。	1
「動物を展示しているときだけでなく、展示していないときも、ア～オが適用される。」と追加すべきである。	展示の用に供する動物については、展示していないときであっても、本基準が適用されます。	1
「～十分な広さと空間を整えること。」について、明確な基準を定めるべきである。	動物の居住スペースは、動物の種類等によって異なることから、抽象的な表現にとどめているものですが、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	14
「十分な広さと空間を備えると共に、施設の材質を考慮すること。」とすべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(2)」において、規定されていると考えています。	1
アについて、「動き回り」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「～日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えること。」という表現に盛り込まれていると考えています。	10
「横たわり」と「羽ばたき」の間に、「向きを変え」「毛づくろい」「四肢を伸ばし」を追加すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものと考えています。	1
「自然な～羽ばたき」を「歩き回り、飛び上がり、飛び回り」とすべきである。	同上	1
「生息環境を考慮した豊かな飼養及び保管環境」とすべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものと考えています。	1
「水浴び場等の設備を備えること。」を「水浴び場等の設備を備え、衛生を確保すること。」とすべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の2」において、規定されていると考えています。	1
個々の動物に適合した、休息、安息、睡眠ができる設備を整えるように規定すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(2)」において、規定されていると考えています。	1
「排せつ場を設備し、衛生処理を確保するとともに、止まり木、水浴び場、穴ぐらなど動物の習性にあった設備を備えること。」とすべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(2)ア」等において、規定されていると考えています。	1
「動物の習性や生理に適した排せつ場、止まり木、水浴び場等の十分な場所や設備を備えること。」とすべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(2)」において、規定されていると考えています。	1
イに、「特に動物園動物については、泳ぐ、のぼる、掘る、腕渡り、跳ぶといった動物本来の習性に近い行動様式を発現できる施設を整備するように努めること。」と追加すべきである。	動物園動物については、「第3の1(2)」の冒頭の、「特に動物園動物については、当該施設が動物本来の習性の発現を促すことができるものとなるように努めること。」という表現に盛り込まれていると考えています。	1
「過度なストレスがかからないような温度、通風及び明るさが保たれる構造又はそのような状態に保つための設備を備えること。」を「過度なストレスがかからないような温度、湿度、通風及び照度が保たれる構造又はそのような状態に保つための設備を備えること。」とすべきである。	ご意見を踏まえ、「適切な温度、通風及び明るさ等」を追加いたします。	1
温度、通風、明るさのほかに、「湿度」や「音」を追加すべきである。	同上	2
「個々の動物が適当な温度、通風、明るさが得られるよう施設を整備するとともに、その維持に努めること。」とすべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものと考えています。	1
観覧者の目に触れない場所に、動物が適切な休息を取れるような場所を確保しておくことを追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(2)ア」中の、「隠れ場、遊び場等の設備を備えた豊かな飼養及び保管の環境を構築すること」という表現に盛り込まれていると考えています。	1
「構造又は」を「構造、条件又は」と変更すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものと考えています。	1
「～必要な日照及び風雨等を遮る設備」を「～必要な日照時間を与え、また過度の日照や風雨をさえぎる設備」とすべきである。	同上	1
エについて、「設備を備えること。」の後に、「また、屋内の施設にあっては最低限の日照を確保すること。」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(2)」中の「適切な温度、通風及び明るさ等が保たれる構造にすること」という表現に盛り込まれていると考えています。	1
「設備を」を「設備又は条件を」とすべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものと考えています。	1

「床や敷料については動物にあったものを適正に選定し、衛生的に管理すること。」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(2)」において、規定されているものと考えています。	1
「床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が～」を「床、内壁、天井及び附属設備は、有害物質を含むシックハウス素材の使用をしてはならない。また、清掃が～」とすべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるもので、本基準において強制的な規制を行うことは、制度上、できないこととなっています。	1
「突起物、穴、くぼみ及び斜面等による傷害等を受ける恐れがないような構造」の後に、「そうしたものからストレスを受けるような構造ではないこと」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(2)ア」中の、「隠れ場、遊び場等の設備を備えた豊かな飼養及び保管の環境を構築すること」という表現に盛り込まれていると考えています。	1
「動物が快適に暮らせるよう、水や砂場の入れ替え、玩具の導入等施設内部の環境にも配慮し、動物の飼養及び保管環境の質の向上を図ること。」とすべきである。	同上	1
オの文末に「ただし従来の機能最優先のコンクリート槽などを、展示動物の生息地の自然の状態に極力近づける工夫を十分にこらすこと。」を追加すべきである。	同上	1
オの次に、「カ オに上げた内容を配慮した上、施設内の衛生に努める事とする。」と追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の2」において、規定されていると考えています。	4
カの次に、「キ 展示動物、販売動物をみだりに複数の人にさわらせないこと」と追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(3)飼養保管者の教育訓練等」において、規定されていると考えています。	1

(3) 飼養者の教育訓練等

意見の概要	意見に対する考え方	
知識や経験の定義が曖昧であり、「何年以上の実務」とか「資格の有無」など、より具体的に規定すべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるもので、本基準において強制的な規制を定めることは、制度上、できないこととなっています。	3
飼養者に対する教育訓練は、第三者の外部機関により行われるようにすべきである。	飼養保管者に対する教育訓練の様子は、飼養保管状況等によって異なる場合が多く、ケースバイケースでの対応を余儀なくされるものであることから、抽象的な表現にとどめているものですが、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
教育訓練を義務づけるべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるもので、教育訓練を義務付けることは、制度上、できないこととなっています。	2
飼養者自らも知識の修得に努めるよう規定すべきである。	ご意見の趣旨については、本節に盛り込まれているものと考えています。	1
飼養者のみならず管理者にも必要な訓練を行うべきである。	同上	1
飼養者に対する教育訓練の内容に、関係法令、生命倫理、動物福祉等を含めるべきである。	ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	2
管理者に対して、教育訓練を行うための免許取得を義務付けるべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるもので、教育訓練を行うための免許取得を義務付けることは、制度上、できないこととなっています。	1
「購入者等」、「観覧者等」の「等」が何を指しているのか明確にすべきである。	ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
「その監督のもとに～」は、第3-3-(3)（災害時等の緊急時対策）では、「～連携の下に、」となっていることから、「もとに」又は「下に」に統一すべきである。	ご意見を踏まえ、「下に」に統一いたします。	1
「その監督のもとに行われるように努めること。」を「その監督のもとに行われるよう指導すること」とすべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものと考えています。	1

2 人の生活環境の保全

意見の概要	意見に対する考え方	
「人及び動物の生活環境の保全」とすべきである。	ご意見を踏まえ、項目名を「2 生活環境の保全」とし、内容を「動物のみならず人の生活環境の保全にも努めること」と変更いたします。	1
「また、必要に応じて、来園者等から動物への感染についての対策を講じること。」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(1)イ」中の、「動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに」という表現に盛り込まれていると考えています。	1

「悪臭、害虫」のほか、鳴き声、毛・羽毛の飛散を加えるべきである。	展示動物の汚物等の適正な処理には、毛・羽毛の処理も含まれていると考えています。また、鳴き声については、衛生的な処理によるというよりは、施設の構造、及び不適正な飼養保管により発生することが大きいと考えられることから、本基準に沿って適正な飼養保管を行うことが重要であると考えています。	1
「施設を常に清潔にして悪臭や害虫・伝染病等の発生防止を図り」とすべきである。	疾病の防止については、「第3の1(1)イ」中の、「動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに」という表現に盛り込まれていると考えています。	2
「展示動物の汚物等の適正な処理」について、具体的に規定すべきである。	ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1

3 危害及び逸走の防止

意見の概要	意見に対する考え方	
ア、イとも「人に危害を加えるおそれのある動物等が施設から逸走」を「施設から動物が逸走」に変更すべきである。	ご意見を踏まえ、「展示動物の逸走の防止等を行うことにより、展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生防止等に努めること。」に変更いたします。	1
以下について、違いが分からないので、見直すべきである。 (1) 「人に危害を加えるおそれ又はひとたび逸走等により自然生態系に移入された場合に保全上の問題を引き起こすおそれのある展示動物」 (2) ア 「人に危害を加えるおそれのある動物等」 イ 「人に危害を加えるおそれのある展示動物」	ご意見を踏まえ、「展示動物」に統一いたします。	1

(1) 施設の構造等

意見の概要	意見に対する考え方	
逸走などによって動物が自然環境下に導入された場合には、事故や環境保全上の問題以外に、疾病の伝播や農林水産業上の被害なども生じるおそれがあることから、「環境保全上の問題」を「環境保全上の問題など」とすべきである。	ご意見を踏まえ、「環境保全上の問題等」に変更いたします。	1
「人に危害を加えるおそれ」を「人若しくは人の財産に危害を加えるおそれ」とすべきである。	ご意見を踏まえ、「人への危害及び環境保全上の問題等」に変更いたします。	1
「施設は、展示動物が逸走できない構造及び強度とすること。」を「施設は、「第3の1(2)施設の構造等」に示された各事項を守りかつ、展示動物が逸走できない構造及び強度とすること。」とすべきである。	「第3の1(2)」については、「第3の3(1)」と同じく共通基準であり、全ての展示動物に適用されるものであることから、特に、改めて「第3の3(1)」に規定する必要はないものと考えています。	3

(2) 逸走時対策

意見の概要	意見に対する考え方	
捕獲等の等には、殺傷が含まれることから、等を削除すべきである。	人の生命等への危害が危惧される場合等、殺傷が必要な場合が想定されることから、等は必要と考えています。	2
「なお、捕獲が困難な場合でも、展示動物の殺処分を極力避けること。」と追加すべきである。	人の生命等への危害が危惧される場合にあっては、人命の確保が最優先されるものと考えています。	1
「関係機関への通報」を「関係機関への通報、周辺住民への周知」とすべきである。	周辺住民への周知については、関係行政機関を通じて行われることが効果的であると考えられることから、「関係機関への通報」という表現に周辺住民への周知も盛り込まれているものと考えています。具体的な対応については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
動物自体の健康と安全の確保についても、規定すべきである。	健康と安全の確保については、「第3の1(2)施設の構造等」等において定めているところです。逸走時においては、まず捕獲し保護することが第一と考えています。	2
「やむを得ず殺処分しなければならないとき」について、獣医師等による判断や措置など、獣医師等の関与を規定すべきである。	ご意見を踏まえ、「第1の4終生飼養等」及び「第3の7施設廃止時の取扱い」において、「獣医師等によって行われるように努めること。」を追加いたします。	1
「定期的に(年2回ほど)巡回を行い、」とすべきである。	巡回については、動物の種類や施設の規模等によって、ケースバイケースでの対応を余儀なくされるものであり、一律に定めることは難しいものと考えています。	2

(3) 災害時等の緊急時対策

意見の概要	意見に対する考え方	
「災害時を想定した避難訓練などを実施するよう規定すべきである。」	災害時を想定した避難訓練などについては、動物の種類や施設の規模等によって、ケースバイケースでの対応を余儀なくされるものであり、一律に定めることは難しいものと考えています。	4

「事故の防止に努めること。」を「事故の防止に努めるべき要員を確保し防災責任者を届け出なければならない。」とすべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよべき基準」を定めるもので、本基準において要員の確保や防災責任者の届出を義務付けることは、制度上、できないこととなっています。	1
非常災害に際してとるべき緊急措置計画を作成し、関係機関に届け出て指導を受けなければならないとすべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよべき基準」を定めるもので、本基準において計画の作成や届出を義務付けることは、制度上、できないこととなっています。	1
「関係行政機関との連携」を「関係行政機関、周辺住民との連携」とすべきである。	周辺住民との連携については、関係行政機関を通じて行われることが効果的であると考えられるところであり、「関係行政機関との連携」という表現に周辺住民との連携も盛り込まれているものと考えています。具体的な対応については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
「施設建設に伴い（また、既存の場合は速やかに）」と追加すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要性はないものと考えています。	1

(4) 有毒動物の飼養及び保管方法

意見の概要	意見に対する考え方	
医師による救急処置の体制の整備がうたわれているが、このことが飼養者自身による救急処置の制限にならないようにすべきである。	有毒動物による事故は、人命に関わる場合があるため、医師による迅速な救急措置が行えるように定めているものであり、飼養保管者自身による救急措置を制限するものではありません。	1
次の項目を(4)として追加し、素案の(4)を(5)に変更すべきである。 「(4) 事故発生時の対応 管理者は、展示動物による事故が発生した場合にとるべき救急処置を含む救急処置を飼養者に周知させること。」	ご意見の趣旨については、「第3の1(3) 飼養保管者の教育訓練等」中において、規定されているものと考えています。	1
(4)の次に、「(5) 管理者及び飼養者は、人に危害を加えるおそれのある動物等の個体を識別し得る措置を講じ、その記録台帳を設置しておくこと。」と追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の5 動物の記録管理の適正化」中において、規定されているものと考えています。	1

4 動物に起因する感染性の疾病に係る知識の修得等

意見の概要	意見に対する考え方	
「管理者及び飼養者は、展示動物等に起因する感染性の疾病に関する十分な知識及び情報を修得するとともに、～」について、各展示動物ごとに何をどこで修得すべきかを明確にすべきである。	ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、できる限り補完することとします。	1
十分な知識を修得するためには、管理者は免許制にすべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよべき基準」を定めるもので、本基準において管理者を免許制とすることは、制度上、できないこととなっています。	1
「～飼養者自らの感染のみならず、観覧者への感染の防止、人から動物、動物から動物への感染に関して十分な知識及び情報を修得し、その感染の防止に努めること。」とし、下線部分を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1 動物の健康及び安全の保持」において規定されていると考えています。	12
人間だけではなく、他の動物への感染のおそれも考慮すべきである。また、糞尿が排水として施設外に流される危険性や施設内への野生動物の侵入の可能性を考慮すると、飼育動物だけでなく、周辺の野生動物にも考慮し、「～飼養者のみならず、観覧者及び当該施設の飼育動物、さらに周辺地域に生息している野生動物への感染の防止に～」とし、下線部分を加えるべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1 動物の健康及び安全の保持」中の「(1) 飼養及び保管方法 イ 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努める～」という表現に盛り込まれていると考えています。	1
「管理者及び飼養者は、顧問獣医師と契約し展示動物等に起因する感染症の疾病に関する十分な知識及び感染症の発生時には、顧問獣医師の指示により必要な対策が迅速に行える体制を整備すること。」下線部分を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1 動物の健康及び安全の保持」中の「(1) 飼養及び保管方法 イ ～、疾病にかかり又は死傷した動物に対しては、～獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。」という表現に盛り込まれていると考えています。	1
「いくつかの店舗が結集した大型生体販売店では感染症が発生した場合、周囲の店舗に速やかに告知し各店舗に迅速な対応をとってもらうこととする」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「～、管理者は、感染性の疾病の発生時に、必要な対策が迅速に行えるよう公衆衛生機関等との連絡体制を整備する～」という表現に盛り込まれていると考えています。	4

5 動物の記録管理の適正化

意見の概要	意見に対する考え方	
マイクロチップについては、チップの規格と装着場所を決めるべきである。	ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、できる限り補完することとします。	1
マイクロチップ等による個体識別については、義務づけとすべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよべき基準」を定めるもので、本基準において個体識別措置を義務づけることは、制度上、できないこととなっています。	5
「必要な動物記録管理者を設置すること。これらの記録は公開できるようにし、遺伝的な多様性や個体群動態についての科学的な管理を行うこと。特に国際血統登録動物など血統登録対象動物については、調整者および登録担当者と緊密な連携をとること。」の段落を追加すべきである。	本基準は、遺伝的な多様性等の科学的な管理を目的としたものでなく、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよべき基準」を定めるものです。	1

「～記録台帳を整備するように努めること。」といった努力義務ではなく、強制し、公開を義務づけること。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよべき基準」を定めるもので、本基準において記録台帳の整備及びその公開を義務付けとすることは、制度上、できないこととなっています。	9
個体識別措置及び記録の義務付けにより、動物の移動があった場合に、一連のルートを確認できるような制度を整備すべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよべき基準」を定めるもので、本基準において個体識別措置及び記録を義務付けすることは、制度上、できないこととなっています。	2
希少動物等の繁殖は動物園の重要な役割となっている。繁殖にあたっては、近縁の個体間の交雑を防ぐ必要があり、そのためには血縁関係が明らかにされる必要があるため、記録事項に血縁関係を追加し、「～、特徴、飼育履歴及び病歴等に関する～」を「～、特徴、飼育履歴、血縁関係及び病歴等に関する～」とすべきである。	ご意見の趣旨については、「特徴、飼育履歴及び病歴等」という表現に盛り込まれていると考えていますが、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、できる限り補完することとします。	1

6 輸送時の取扱い

意見の概要	意見に対する考え方	
「～、次に掲げる事項に留意し、～」を「～を遵守し、」に変更し、強制的なものとするべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよべき基準」を定めるもので、本基準において強制的な規定とすることは、制度上、できないこととなっています。	1
「病気や重大な怪我のある動物、妊娠した動物、幼若哺乳動物の運搬は行わない。」「運搬の前には輸送箱に馴らすなど、適正な馴致を行う。」の事項を追加すべきである。	ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、できる限り補完することとします。	1
もっと具体的な基準を明示すべきである。	輸送にあたっての留意点については、動物種等により異なり、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから抽象的な表現に留めているものですが、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
管理者及び飼養者だけでなく、実際に輸送に携わる輸送業者に対しても、何らかの定めを設けるべきである。	輸送業者については、「第2の(6)飼養保管者」に含まれるものと考えております。	1
「展示動物の疲労及び苦痛を軽減するため、～」を「展示動物に過度の疲労や苦痛を与えないように配慮し、～」に変更すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要はないものと考えています。	1
「～、できるだけ短い時間による輸送方法を選択するとともに、必要に応じ適切な休憩時間を～」を、例えば「～できるだけ車内拘束時間が最長2時間以内による輸送方法を～」や「～輸送方法を選択するとともに、2時間の輸送ごとに30分の休憩時間を～」と具体的な記述とすべきである。	輸送にあたっての留意点については、動物種等により異なり、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから抽象的な表現に留めているものですが、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	2
「～、できるだけ短い時間による輸送方法を～」を「～、できるだけ短い時間により振動、衝撃等の負荷の少ない輸送方法を～」と変更すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の6」において規定されていると考えており、基準策定後に作成を予定している「解説書」においてできる限り補完することとします。	1
「～必要な規模及び構造のものを選定すること。」を「～必要な規模及び構造のものを選定、輸送計画を事前に策定すること。関連した規約や規則に合致した輸送を行うこと。」とすべきである。	輸送にあたっての留意点等については、動物種等により異なり、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから抽象的な表現に留めているものですが、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、できる限り補完することとします。	1
「～必要な規模及び構造のものを選定すること。」に続けて「走行中においても過度の振動、衝撃等を与えないようにすること。」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の6」において規定されていると考えており、基準策定後に作成を予定している「解説書」においてできる限り補完することとします。	2
「～、展示動物の安全の確保、衛生管理及び逸走防止を図るために～」の下線部分に「健康の確保」「快適さの確保」「ストレスの軽減」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1」等において規定されていると考えています。	2
「大型の野生動物など輸送にあたっては輸送中適正な管理ができる随行員をつけること。輸送動物についての必要な書類(送付者、受領者など明記)を動物とともに搬送し、非常事態についての指示を明確にすること。輸送中の化学的な沈黙は原則行わないが、動物により、獣医師は適正な薬剤を使用できる。輸送が可能かの判断は獣医師が行う。」を追加すべきである。	輸送にあたっての留意点については、動物種等により異なり、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから抽象的な表現に留めているものですが、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
「～、適切な換気及び通風による適切な温度及び湿度の維持に留意すること。」を「～、適切な喚起及び通風による適切な温度及び湿度を維持し、そのための設備を備えること。」と修正すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の6」において規定されていると考えています。	1
(4)として「生後間もない動物、幼齢の動物、疾病にかかり若しくは負傷した動物、妊娠中若しくは幼齢動物を育成中の動物又は高齢動物については、特にその輸送方法について細心の注意を払うこと。また上記の動物については、獣医師による治療など真に急を要する場合を除き、不要不急の輸送は避けること。」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(1)キ」において規定されていると考えています。	2

7 施設廃止時の取扱い

意見の概要	意見に対する考え方	
「できる限り」を加え、「～殺処分しなければならない場合は、できる限り苦痛を与えない適切な方法を～」とすべきである。	ご意見を踏まえ、「できる限り」を加え、変更いたします。	1
「できるだけ」ではなく、「必ず」生存の機会を与えることとすべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるもので、本基準において強制的な規定とすることは、制度上、できないこととなっています。	5
「～にかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努め、～」を「～にかんがみ、第1一般原則の4に従い生存の機会を与えるように努め、～」に変更すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要はないものと考えています。	5
譲り渡しにあたって「譲渡先に関してよく調べること」、「自施設よりも飼育環境の劣ることのない他の施設へ譲渡するように努めること」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の3 計画的な繁殖等」中の「譲渡等の措置を適切に講ずるように努めること」という表現に盛り込まれていると考えています。	7
「～他の施設へ譲渡するように努めること。その場合、個体識別措置を講じるとともに、記録台帳の引継を行うこと。～」を追加する。	譲渡しについては、動物種、状況等によりその留意点が異なり、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	2
行政(県、市、保健所など)による指導の下、飼養及び保管している展示動物の生存の機会を与えるようにし、さらに譲渡し先の施設をあらかじめ公表することを義務づけるべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるもので、本基準において展示動物の譲渡し先の施設の公開を義務付けることは、制度上、できないこととなっています。	1
施設廃止時には、譲渡し先、譲り渡される展示動物の種類及び個体数等並びにやむを得ず殺処分しなければならない場合はその理由及び方法を行政機関に届け出ることを義務付け、行政においてもその取扱い等を把握すべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるもので、本基準において廃止時における展示動物の取扱い等の届出を義務付けることは、制度上、できないこととなっています。	2
「やむを得ず、展示動物を殺処分しなければならない場合」について、「適切な方法」という曖昧な表現ではなく、「獣医学上苦痛が少ないとされる方法(ペントバルビタール等の麻酔薬投与)を用いること」等、具体的に示すべきである。	できる限り苦痛を与えない適切な方法については、動物種等により異なり、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから抽象的な表現に留めているものですが、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	5
「やむを得ず、展示動物を殺処分しなければならない場合」について、「処分理由、処分日時、場所、処分方法を一般に公開すること」を義務づけるべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるもので、本基準において殺処分に関する公開を義務付けることは、制度上、できないこととなっています。	1
「やむを得ず殺処分しなければならない場合」について、獣医師等による判断や措置など、専門的知識を有する獣医師等の関与を明記すべきである。	ご意見を踏まえ、「～、苦痛を与えない適切な方法を探るとともに、獣医師等によって行われるように努めること。」とします。	2
「やむを得ず～」の前に、「また、動物が自然界に逸出し、環境保全上の問題などを生じないよう最善の注意を払うこと。」といった表現を加えるべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の3 危害及び逸走の防止」において規定されていると考えています。	2
「やむを得ず、展示動物を殺処分しなければならない場合は、～」の一文を削除し、施設廃止時の殺処分は禁止すべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるもので、本基準において殺処分を禁止することは、制度上、できないこととなっています。	1

第4 個別基準

意見の概要	意見に対する考え方	
展示施設に対して、登録制、許可制、資格制度等及び展示動物の個体登録義務化などの規制を設けるべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるもので、本基準において展示施設に関する規制を設けることは、制度上、できないこととなっています。	38
動物園やペットショップ等において、動物が適正に飼養保管されることを確保するため、査察や監視等を受けることを義務づけ、そのための機関を設置すべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるもので、本基準において査察等の義務づけ及び査察等機関の設置を規定することは、制度上、できないこととなっています。	20

1 動物園施設等

意見の概要	意見に対する考え方	
動物園施設等に対して、登録制、許可制、資格制度等の規制を設けるべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるもので、本基準においては強制力のある規定を設けることは、制度上、できないこととなっています。	14
「～、次に掲げる事項に留意するように努めること。」を「～、次に掲げる事項を遵守しなければならない。」と修正し、強制力のある遵守義務とすべきである。	同上	1

動物園施設等においては、獣医師の配置を義務づけるべきである。	同上	1
--------------------------------	----	---

(1) 展示方法

意見の概要	意見に対する考え方	
タイトル「展示方法」を「飼養及び展示方法」と変更すべきである。	飼養方法については、「第3の1(1)飼養及び保管方法」において規定しており、ここでは、特に展示方法について述べていることから、 修文の必要性はないものと考えています。	1
障害を持つ動物又は傷病中の動物は、展示を禁止すべきである。	本規定は、例えば野生復帰が不可能な障害を持った希少動物などを想定しており、終生飼養を原則とする上で不可欠なものと考えています。 また、本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよべき基準」を定めるものですので、本基準において禁止規定を設けることは、制度上、できないこととなっております。	7
障害を持つ動物又は傷病中の動物の展示については、獣医師免許を有する者の判断に任せるべきである。	ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に例示するなどして、できる限り補完することとします。	2
「～十分な説明を行うとともに、残酷な印象を与えないよう配慮すること。」を「～十分な説明を行うとともに、対象者を選択すること。」に変更し、観覧する者を限定すべきである。	ご意見の趣旨については、観覧者に対して展示に至った経緯等に関する十分な説明を行うこと等で補完されるものと考えます。	1
「障害を持つ動物又は傷病中の動物を飼養及び保管する際には、その動物がより良く暮らせるような物理的・社会的環境を整えとともに観覧者に対して十分な説明をおこなうこと。」と訂正すべきである。	ご意見の趣旨については、第3の1「動物の健康及び安全の保持」において規定されていると考えています。	1
鳥類での仮切羽や本切羽などを規制するため、「～本来の形態を損なうような施術、～」を「～本来の形態を損なうこととなる不必要な施術～」と変更すべきである。	ご意見の趣旨については、「動物園動物又はふれあい動物の飼養及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、～」という表現に盛り込まれているものと考えています。また、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
「動物園動物又はふれあい動物の本来の形態を損なうような断耳、断尾等の施術、着色等をして展示をしてはならない。ただし過繁殖を防止するために不妊手術、去勢手術は積極的に実施すること。」と変更すべきである。	ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。また、不妊・去勢手術については、「第1の3 計画的な繁殖」において規定されていると考えています。	1
「動物に、生態に反した演芸をさせないこと。また、飼養のために必要な訓練については、生態や動物行動学の知見に則り、各動物の個体の特徴を考慮して、動物にストレス、恐怖、心身の苦痛を与えることのないよう配慮し、また、訓練を強制しないこと。」と変更すべきである。	ご意見の趣旨については、本規定に盛り込まれていると考えています。また、飼養のために必要な訓練については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
演芸をさせる施設については、調教の基準等を策定し強制力のある審査制度を設けること。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよべき基準」を定めるものですので、本基準において強制力のある審査制度を設けることは、制度上、できないこととなっております。	1
「動物に演技等をさせる場合には、演技等及びその訓練は、動物の生態、習性及び生理等に反しないように配慮し、ストレスや苦痛をできる限り与えないように努めること。また、過度な暴力や給餌給水の制限などを伴う過酷な調教は行わないようにすること。」に変更するなど、動物が受ける肉体的、精神的苦痛を最小限に抑えることを明確にすべきである。	ご意見の趣旨については、本規定に盛り込まれていると考えています。また、訓練については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	13
動物の演芸は禁止すべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよべき基準」を定めるものですので、本基準において動物の演芸を禁止することは、制度上、できないこととなっております。	6
「動物の給餌に当たって、生きている動物を餌として与えることが不可欠であっても、できるだけそれを展示中に行なわないこと。やむを得ない場合はその必要性について観覧者に対して十分な説明を行うとともに、餌となる動物の苦痛を軽減すること。」と原則やめる方向を明確にすべきである。	生きている動物を餌として与えることについては、動物種、飼養保管状況等により異なる場合が多く、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから抽象的な表現に留めているものですが、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	2
「～、餌となる動物のストレス、恐怖、苦痛を軽減するためあらゆる配慮をすること。」と変更すべきである。	「苦痛」については、「第1の4 終生飼養等」中の「～、苦痛(恐怖及びストレスを含む。以下同じ。)」と規定されていると考えています。また、文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものと考えています。	1
オの規定は、「展示方法」ではなく、施設環境についての記述であるため、削除すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、展示方法に係る規定であることを明確にするため、「動物園動物又はふれあい動物を展示施設において繁殖させる場合には、その繁殖が支障なく行われるように、適切な出産及び営巣の場所の確保等～」と変更します。	1
「但し、国内全体に過剰となっている種の繁殖は、繁殖の様子を観察させる目的であってもさせないことが望ましい。繁殖させる場合は対策を講じた上で行う必要がある。故意に過繁殖させて殺処分とすることはしてはならない。」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の3 計画的な繁殖等」及び「第1の4 終生飼養等」において規定されていると考えています。	1
「同時に、出産及び営巣を控えた個体についての一般展示を控えること。」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(1)飼養及び保管方法 キ」において規定されていると考えています。	1
力については、第4-1-(2)の「観覧者に対する指導」にまとめて規定すべきである。	力は、展示に当たっての留意事項であり、観覧者に対する指導とは、異なるものと考えています。	1

動物園は自然保護精神の啓蒙の場でもあることから、「動物愛護」の前後に「自然保護」も加えるべきである。	本基準は、自然保護を直接の目的としたものではなく、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるものです。	2
力の次に、「キ 国内での飼育数が少ない希少な動物種においては、国内外の繁殖計画への協力を行うなどにより遺伝的多様性の維持に努めること。」を加えるべきである。	本基準は、希少な動物種の遺伝的多様性の維持を直接の目的としたものではなく、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるものです。	1
力の次に、キとして、「展示動物の引退後の安定した生活の確保」を加えるべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(1)キ」中の、「高齢な動物については、隔離又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに」という表現に盛り込まれていると考えています。	2

(2) 観覧者に対する指導

意見の概要	意見に対する考え方	
「観覧者に対して、次に掲げる観覧上の注意事項を遵守するように説明し、施設内に掲示し、かつ指導すること。」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「指導すること」という表現に盛り込まれていると考えています。	4
「また、ふれあい動物の場合、観覧者から動物へのこれら適正飼養に反する行為を防止するため、管理者の立ち会いをさせること。」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(3)飼養保管者の教育訓練等」において規定されていると考えています。	2
「動物園動物又はふれあい動物には、管理者の立ち会いのもと、一日の栄養量及び分量に配慮して事前に用意されたものを、観覧者に与えさせる場合をのぞき、食物等を与えないこと」とすべきである。	ご意見の趣旨については、「指導すること」という表現に盛り込まれていると考えています。	2
「みだりに」を削除する等、食物をあたえてはならないことを明確にするべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるものですので、食物を与えることを禁止することは、制度上、できないこととなっています。	4
「観覧者と動物園動物及びふれあい動物との接触を行う場合には、責任者の立ち会いのもと、できるだけ動物に苦痛を与えないように適切な取扱い方を指導するとともに、ふれあいの時間を制限し、動物の給餌給水及び休息の時間と場所を確保すること。」とすべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(1)飼養及び保管の方法」、「第3の1(3)飼養保管者の教育訓練等」において規定されていると考えています。	3
規制を強め、最終的には禁止すべきである。	本基準は、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるものですので、規制を加えたり、禁止することは、制度上、できないこととなっています。	1
「特にふれあい動物については、「ふれあい」を強要しないこと。」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「ふれあい動物を傷つけ、苦しめ、又は驚かさぬこと」という表現に盛り込まれていると考えています。	1
イの後に「ウ 観覧者に対して動物の適切な抱き方や接し方を指導し、危険性についても教えること。」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「ふれあい動物を傷つけ、苦しめ、又は驚かさぬこと」のほか、「第3の1(3)飼養保管者の教育訓練等」において規定されていると考えています。	1
イの後に「ウ 動物園動物又はふれあい動物の習性・生活・特性等を理解してもらえるように努めること。」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第4の1(1)力」において規定されていると考えています。	1

(3) 観覧する場所の構造等

意見の概要	意見に対する考え方	
「自動車施設に入れて動物を観覧させる場合は、使用する自動車をCO2排出量の少ない電気自動車等を使用すること。自動車の扉及び窓」の下線部分を追加すべきである。	本基準は、温暖化の防止を直接の目的としたものではなく、動物の愛護及び動物による人への危害防止等を目的として、「動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」を定めるものです。	1
動物園では動物と観覧者の間に柵、オリを設けるとともに、距離も「m以上」と言う具体的な数値を設けるべきである。	仕切りの仕方は動物の種類や飼養保管状況等によって異なる場合が多く、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
「人に危害を加えるおそれ等のある動物を観覧する場所の構造等」を追加すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものと考えています。	1
「人に危害を加えるおそれ等のある動物園動物が観覧者に触れることができない構造にする」を「人に危害を加えるおそれ等のある動物を観覧する場所は、動物と観覧者が接触できない構造にする」と変更すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものと考えています。	1

(4) 展示場所の移動

意見の概要	意見に対する考え方	
共通基準(第3)として既に規定されており、第3の1の、第3の3の 以外は遵守しなくてもよいように受け取られるおそれがあることから「また、移動先にあっても～努めること。」を削除すべきである。	失念されることのないように、入念に表現したものである。共通基準等は、例外なく適用されるものである。	1
もっと具体的に記述すべきである。	ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
「連続する短期間に移動を繰り返しながら仮設の飼養及び保管施設において動物園動物又はふれあい動物を展示してはならない。短期間とは移動による疲労から動物が十分な回復を要する期間を示す。」と変更すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1(1)飼養及び保管の方法」において規定されていると考えています。	1

「一定の期間は移動及び展示を行わず」の「一定の期間」を数字で明記すべきである。	期間は動物の種類や飼養保管状況等によって異なる場合が多く、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
「短期間に移動を繰り返しながら仮設の飼養及び保管施設において動物園動物又はふれあい動物を展示する」ことを禁止すべきである。	本節は、不適切な短期間移動を行わない旨を規定したものであると考えています。	1

(5) 展示動物との接触

意見の概要	意見に対する考え方	
第4-1-(2)の「観覧者に対する指導等」にまとめて規定すべきである。	飼養保管者など観覧者以外の者に対する規定もあることから、ご指摘のようにまとめて記載することはできないと考えています。	1
動物に直接触れる前に、イラストや写真などを使って動物について予備知識を与える旨を記述すべきである。	ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
「動物の飼養について知識・経験のある人」、「責任者」などの立ち会いについて追加すべきである。	ご意見の趣旨については、本節の「飼養保管者の監督の下に行われる」という表現に盛り込まれていると考えています。	3
「観覧者と動物園動物又はふれあい動物が接触できる施設においては～動物に起因する感染症の疾病に係る知識の修得等の条項に従い、その接触が十分な知識を～」の下線部分を追加すべきである。	「第3の4 動物に起因する感染症の疾病に係る知識の習得等」の規定は、展示動物一般に適用されるものであるため、重複して記述する必要はないと考えています。	1
小動物との接触に関し、子供の握りつぶしなどが十分予想され、展示自体が虐待となる場合が頻発するので、特に注意を促す基準が必要と考える。また、幼児が咬傷等、傷害を負わないよう、特に配慮を要する旨の基準も考慮すべきである。	ご意見の趣旨については、本節及び「第3の3 危害等の防止」において規定されていると考えています。また、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
「苦痛」、「休息」などについて、具体的に明記すべきである。	動物の種類や飼養保管状況等によって異なる場合が多く、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	2
人から動物へ疾病を感染させること、また、人が動物を事故に巻き込む可能性もあることを考慮し、人畜双方の立場に立った措置を講じる旨の記述を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、本節に規定されていると考えています。	1
「観覧者と動物園動物及びふれあい動物との接触を行う場合は、その動物に負担の少ない適切な接触時間をもち過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物には適度な休息を与えること。」のように接触時間の制限について追加すべきである。	同上	3
「観覧者と動物園動物及びふれあい動物との接触を行う場合には、その施設の規模に応じた人数の現場責任者を配置し、その動物にできるだけ苦痛を与えないように監督し、適切な取り扱いを参加者に指導するとともに、その動物には十分な休息を与えること。」の下線部分を追加・変更すべきである。	同上	1
「過度な苦痛をあたえないように」を「苦痛を与えない条件下で行うように」と変更すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものであると考えています。	1
「過度な苦痛」では過度でない苦痛を容認することになり表現が曖昧になるため、「過度な」を削除すべきである。	接触により、一時的に軽微な苦痛を受ける場合もあることから、避けるべき苦痛を過度なものに限定しているものです。	1
「過度な苦痛」の後に「及びストレス」を挿入すべきである。	「第1の4 終生飼養等」で説明しているとおり、苦痛には、恐怖及びストレスが含まれているものです。	1
「その動物には適度な休息を与えること。」を「その動物には十分な休息を与えること。」とする。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものであると考えています。	3

2 販売施設

意見の概要	意見に対する考え方	
「販売施設」には路上販売を含めるべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、路上販売などが含まれていることがより明確になるように、「販売に当たっては、次に掲げる事項に留意～」とします。	1
動物販売者には繁殖者（ブリーダー等）も含めるべきである。	ご意見の趣旨については、「第2の（3）のウ」において規定されていると考えています。	1
「過度の」苦痛や負担を例示するとともに、「終生飼養の確保の可能性」を確認する確実な方法を明示すべきである。	動物の種類等によって異なる場合が多く、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
ペットショップ及びブリーディング施設で取扱数が多い動物については、展示施設等の床面積など施設規模の最低基準を明示すべきである。	同上	1
展示動物の種類と数を自治体へ報告すること等を法的に義務付けるべきである。また、必要に応じて販売規制を行うべきである。	本基準は、「法律」ではなく、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するべき基準」ですので、罰則が適用されるような強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	73
獣医師の常駐を法的に義務づけるべきである。	同上	1

ペットショップをなくす旨を基準に明記するなどして、法的に義務付けるべきである。	同上	2
---	----	---

(1) 展示方法

意見の概要	意見に対する考え方	
「展示の時間及び販売施設内の音、照明などを適切なものとする」とについて、数値で示すなど具体的な記述をすべきである。	動物の種類や飼養保管状況等によって異なる場合が多く、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	20
展示時間及び施設内の照明、音に関しては動物と人間とは聴力、視力においての大きな違いがあることを考慮し、人間の判断ではなく、販売・展示されている動物の快適温度・音・照明にするべきである。	ご意見の趣旨については、本節の「販売動物に過度の苦痛を与えないよう～適切なものとする」という表現に盛り込まれていると考えています。	1
「販売施設内の音、照明等を」の部分に、空調や室温に関する内容も明記すべきである。	ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、記述することとします。	2
「～展示の時間及び販売施設内の音、照明、室温、陳列形態等を適切なものとする」「販売展示時間は深夜に及んではならない」「展示場所地域周辺に对人食品の販売店舗がないこと」等といった記述を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、本節の「販売動物に過度の苦痛を与えないよう～適切なものとする」という表現に盛り込まれていると考えていますが、不十分な点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、記述することとします。	1
「過度の苦痛」では過度でない苦痛を容認することになり表現が曖昧になるため、「過度の」を削除すべきである。	一時的に軽微な苦痛を受ける場合もあることから、避けるべき苦痛を過度なものに限定しているものです。	1
ケージの大きさを具体的に規定して、それを法的に義務付けるべきである。	本基準は、「法律」ではなく、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」ですので、罰則が適用される強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。なお、ケージの大きさについては、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	3
疾病にかかり若しくは負傷した動物については、隔離保護し治療するなどの措置を講ずべきであることを、この項にも明記すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の1の(1)のキ」において規定されていると考えています。	1
疾病にかかり又は死傷した動物については、その原因究明を含めて、獣医師等による適切な措置が講じられるようにすること、その結果を届け出なければならないことを法的に義務付けるべきである。	本基準は、「法律」ではなく、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」ですので、罰則が適用されるような強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	1
第4の1(1)と同様、「本来の形態を損なうような施術、着色等をして展示しないこと。」を追加すべきである。	販売動物について、ご指摘のような問題は具体的に確認されていないことから、適切に飼養保管する旨を規定した共通基準を適用することで足りるものと考えています。	1
生後3か月未満等、一定月齢に達しない動物の展示を法的に禁止すべきである。	本基準は、「法律」ではなく、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」ですので、罰則が適用されるような強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	16
店頭に展示する時間や深夜の展示など、展示する時間について法的に規制すべきである。	同上	4
全ての販売目的の動物の展示を規制し、将来的に取りやめを法的に義務づけるべきである。	同上	18
路上等での展示を法的に禁止すべきである。	同上	4

(2) 繁殖方法

意見の概要	意見に対する考え方	
「幼齢な動物」「高齢な動物」「適切な繁殖回数」「みだり」について、具体的に記述すべきである。	動物の種類等によって異なる場合が多く、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	47
「またみだりに繁殖させることによる過度の負担を避け、適切な繁殖回数とすること。また終生飼養を確実なものとするため、過剰な繁殖を避けること。」の下線部分を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の3 計画的な繁殖等」において規定されていると考えています。	2
「また、動物への負担を考慮した適切な繁殖回数とし、施設内で継続飼養ができる頭数とすること」とすべきである。	ご意見の趣旨については、本節及び「第1の3 計画的な繁殖等」において規定されていると考えています。	1
適正な繁殖を考える際、近親交配を避けることについて明記すべきである。	ご意見の趣旨がより明確になるように、「第1の3 計画的な繁殖等」に、「さらに、遺伝性疾患が生じるおそれがある動物を繁殖の用に供さないように努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないように努めること。」と追加します。	2
「高齢な動物」を「繁殖によりその個体自身や生まれてくる動物の健康に著しい悪影響が及ぶおそれのある動物」と変更すべきである。	同上	1
繁殖業者は、何種類の動物がいるのが毎年国に報告するように法的に義務付けるべきである。	本基準は、「法律」ではなく、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」ですので、罰則が適用されるような強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	1

(3) 販売方法

意見の概要	意見に対する考え方	
有害動物の販売に当たっての留意事項について規定すべきである。	ご意見の趣旨については、「第4の2の(3)のウ」等において規定されていると考えていますが、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
観覧者(購入者)に適切なアドバイスを行う観点から、有資格者等の必置を法的に義務付けるべきである。	本基準は、「法律」ではなく、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよべき基準」ですので、罰則が適用されるような強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。なお、ご意見の趣旨の一部については、「第2の3の(3) 飼養保管者の教育訓練等」において規定されていると考えています。	1
ア～ウに関しては、より具体的に記述すべきである。	動物の種類や飼養保管状況等によって異なる場合が多く、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	11
販売動物が販売される際の販売者による販売方法や、自宅等に持ち帰るまでの購入者による移送に関しても記述すべきである。	ご指摘の件については、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」が適用されることとなります。ご意見の趣旨については、同基準の「第4の6 動物の輸送」において規定されていると考えています。	1
犬猫の現在の市場における取引は、犬種によって異なるが、生後40～50日が主である。60日以上になると取引価格が下がるとともに、動物の活動が活発になるので展示が困難になる。一律に数値基準を設けることはできないので、ケースバイケースで対応できるようにすべきである。	ご指摘のように動物の種類や飼養保管状況等によって異なる場合が多く、ケースバイケースでの判断を余儀なくされるものであることから、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うこととします。	2
売れ残った動物の命の保証を法的に義務付けるべきである。	本基準は、「法律」ではなく、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよべき基準」ですので、罰則が適用されるような強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	1
何歳齢の親から生まれた子なのか、どのブリーダーから来たのか等を明らかにすべきである。	ご意見の趣旨については、「第4の2の(3)のウ」「第3の5 動物の記録管理の適正化」等において規定されていると考えていますが、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	14
遺伝性疾患が無い動物を販売するようにすべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の3 計画的な繁殖」等において規定されていると考えています。	14
ペットショップで売られている子犬と子猫等へのワクチン接種を指導すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、(3)販売方法の工の次に次の一文を追加します。 「オ 必要に応じて、ワクチンの接種後に販売するとともに、その健康管理並びに健全な育成及び社会化に関する情報を購入者に提供すること。また、ワクチン接種済みの動物を販売する場合には、獣医師が発行した証明書添付すること。」	4
インターネットや通販での動物の販売にも適用できるようにすべきである。	本基準は、施設を持たないで販売する場合にも適用されるものですが、ご意見の趣旨を踏まえ、このことがより明確になるように、第2の(5)管理者の定義を次のとおり修正します。「展示動物又は施設を管理する者(販売動物の販売を仲介する者を含む。)をいう。」	20
インターネットや通販での動物の販売を法的に禁止すべきである。	本基準は、「法律」ではなく、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよべき基準」ですので、罰則が適用されるような強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	26
マイクロチップ等による個体識別の導入を指導すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3の5 動物の記録管理の適正化」等において規定されていると考えています。	1
販売する際、獣医師の健康証明書の添付を法的に義務付けるべきである。	本基準は、「法律」ではなく、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよべき基準」ですので、罰則が適用されるような強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	4
未成年者への販売を法的に禁止すべきである。	同上	4
幼齢な動物について、社会化期を確保するため、生後一定期間の販売を法的に禁止し、親と引き離さないようにすべきである。	同上	5
適切な避妊去勢を指導すべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の3 計画的な繁殖等」において規定されていると考えています。	2
早期に過ぎる販売を自粛すべきである。	ご意見の趣旨については、本節において規定されていると考えています。	1
販売先における終生飼養の確保の可能性を、確実な方法により確認することについて、もっと具体的な内容を記述すべきである。	ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	5
「終生飼養の確保の可能性を」とあるが、可能性を削除すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものと考えています。	2

動物の通信販売、景品化などを望ましくないものとして記述すべきである。	色々な形態のものがあって一律に扱い難いことから、ご指摘の点については、基準策定後に作成を予定している「解説書」において、具体的に各種事例の紹介を行うなどして、できる限り補完することとします。	1
「終生飼養の確保の可能性を、確実な方法により確認すること。」を法的に義務づけるべきである。	本基準は、「法律」ではなく、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」ですので、罰則が適用されるような強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	1
販売先が見つからない場合の販売動物の生存の機会の確保について明記すべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の4 終生飼養等」において規定されていると考えています。	2
「適切な飼養及び保管方法、感染性の疾病に関する十分な知識を有し、これを自ら適切に実施すること。また、それらの情報を提供し、購入者に対する説明責任を果たすこと。」の下線部分を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、本節及び「第3の4 動物に起因する感染性の疾病に係る知識の習得等」において規定されていると考えています。	2
ペットショップなどで販売する場合でも、販売する際に買い手に対して・みだりに繁殖することは危険（遺伝的などのリスク他）であることの説明 ・病気を防ぐ意味でも室内飼育・避妊手術の推奨 を指導すべき旨の記述を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第4の2の(3)のウ」や家庭動物等の飼養及び保管に関する基準において規定されていると考えています。	1
「動物販売店は、購入者に繁殖を勧める事を禁止する」ということ、また、「動物販売店は一般家庭から動物を仕入れてはならない」ということを法的に義務づけるべきである。	本基準は、「法律」ではなく、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」ですので、罰則が適用されるような強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	1
販売目的で不都合な性質や特性を隠蔽してはならない等といった趣旨のことを指導すべきである。	ご意見の趣旨については、「第4の2の(3)のウ」や家庭動物等の飼養及び保管に関する基準において規定されていると考えています。	1
「飼養及び保管が技術的に困難な種については（中略）情報の提供は特に詳細に行うこと」とあるが、このような種は一般への販売そのものを法的に禁止すべきである。	本基準は、「法律」ではなく、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」ですので、罰則が適用されるような強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	1
「野生動物を本来の環境から引き離して日本国内に輸入販売する、または、日本国内で移入販売することは自然保護の観点から極力避けること、やむをえない場合には、逃走した場合にその地域の自然環境に与える影響を確実な方法で確認すること」を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、「第1の2 動物の選定」「第3の3 危害等の防止」等において規定されていると考えています。	1
野生動物の販売について、禁止等の法的規制を行うべきである。	本基準は、「法律」ではなく、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」ですので、罰則が適用されるような強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	26
は虫類の販売に関して、人間の寿命以上と思われる種の販売を禁止すべきである。	本基準は、「法律」ではなく、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」ですので、罰則が適用されるような強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっていますが、ご意見の趣旨の一部については、「第1の4 終生飼養等」において規定されていると考えています。	1

3 撮影施設

意見の概要	意見に対する考え方	
撮影は、ものすごい照明を使うので、小動物などにとって、「死」に直結する場合もある。健康及び安全を損なう撮影はしてはならないことを指導すべきである。	ご意見の趣旨については、「第3 共通基準」において規定されていると考えています。	1
動物取扱業規制の対象となる貸し出し動物全般を本基準の対象にすべきである。	ご意見の趣旨については、「第5 準用」において規定されていると考えています。	1
撮影動物について、本来の形態を損なう施術、着色等を禁止するよう指導すべきである。	ご意見の趣旨については、「第4の3の(1) 撮影方法」等において規定されていると考えています。	1
「撮影の時間及び環境等」を「撮影の方法、時間及び環境等」に変更すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要性はないものと考えています。	3
「過度の苦痛を与えない」ではなく、「少したりとも苦痛を与えない」に変更すべきである。	一時的に軽微な苦痛を受ける場合もあることから、避けるべき苦痛を過度なものに限定しているものです。	1
動物を使って、営利目的の撮影を行う場合には、国又は都道府県に届け出なければならないことを法的に義務づけるべきである。	本基準は、「法律」ではなく、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」ですので、罰則が適用されるような強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	3
「過度の苦痛」を「恐怖やストレス、心身の苦痛」と変更する。	「第1の4 終生飼養等」で説明しているとおり、苦痛には、恐怖及びストレスが含まれているものです。	1
動物撮影に対して、登録制、許可制、資格制度等の法的な規制を設けるべきである。	本基準は、「法律」ではなく、「法律に基づき定められる動物の飼養及び保管に関するよるべき基準」ですので、罰則が適用されるような強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	3

この他に、本基準の見直しとは直接に関係のない意見（各種飼養保管基準を一本化すべきとする意見、附則に基づく動物愛護管理法の改正を求める意見など）等が約100件ありました。今後の業務の参考とします。